

建設工事に係る業務委託における総合評価落札方式実施要領（試行）

（趣旨）

第1条 この要領は、法令その他定めにあるもののほか「群馬県建設工事に係る業務委託取扱要領」（以下「業務取扱要領」という。）に基づく入札のうち、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に係る業務委託に関して競争入札等を実施する場合に価格及びその他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）をもって行う一般競争入札に関する必要な事項を定める。

（対象となる業務委託等）

第2条 本要領においては、建設工事に係る測量、調査、設計等に関する事務の委託（以下「業務委託」という。）のうち、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。以下「設計金額」という。）500万円以上のものを原則として対象とし、次のいずれかに定める場合とする。なお、当分の間本要領に係る業務については県土整備部の「入札資格審査委員会」に付議することとする。

（1）業務成績、技術者の実績及び資格、社会貢献等（以下「技術者実績等」という。）及び入札者の技術提案等の内容（以下「技術提案等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当とされる業務委託

（2）その他必要と認める業務委託

（総合評価の方法）

第3条 総合評価落札方式で定める評価は、次の各号の規定による。

（1）総合評価点 : 価格評価点と価格以外の評価点を総合した評価点

（2）価格評価点 : 入札価格に基づいて算定した評価点

（3）価格以外の評価点 : 入札者に係る技術者実績等及び技術提案等の内容から算定した評価点

（4）評価の実施時期 : 事前評価方式で行う。

2 前項各号の評価点は、別添1「総合評価点算定基準」に基づき配点するものとする。

（業務取扱要領の適用）

第4条 本要領に規定する事項以外は業務取扱要領の規定を適用するものとする。

ただし、ぐんま電子入札共同システムによる入札（以下「電子入札」という。）を使用した入札の場合は、電子入札の各規定によらなければならない。

（総合評価落札方式の実施）

第5条 群馬県知事は、総合評価点算定基準を定めようとするときあるいはその内容を変更するときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定による意見の聴取において、当該総合評価点算定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴くものとし、その意見聴取に応じて、学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かななければならない。

3 前二項に規定する意見聴取は、「群馬県公共工事総合評価落札方式審査委員会（以下

「審査委員会」という。)」で実施する。

- 4 契約担当者は、第2項の規定において、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられたものについては、学識経験者からの意見聴取のため審査委員会に付議することを県土整備部長（以下「部長」という。）に依頼することとする。
- 5 部長は、第2項及び第4項の意見聴取の結果を速やかに契約担当者に通知することとする。

（落札者決定基準）

第6条 契約担当者は、総合評価落札方式による発注方法について、第5条第5項の通知を受けたときは、速やかに実施を決定するものとする。

- 2 契約担当者は、第5条第2項による落札者決定基準に係る意見聴取の結果、意見が付されたときは、入札参加資格審査委員会において審議のうえ入札実施を決定するものとする。

（落札者決定の際の意見聴取）

第7条 契約担当者は、落札者を決定するときに改めて審査委員会の意見を聴くこととなった場合において、本要領により落札者を決定しようとするときは、部長に主管課を経由して関係資料を提出するものとする。

- 2 部長は、前項により資料が提出された場合は審査委員会に落札者の決定に係る意見を聴かなければならない。
- 3 審査委員会の委員長は、前項による意見聴取を行ったときは、その結果を部長に報告するものとする。
- 4 部長は、前項の報告を受けたときは、その結果を速やかに契約担当者に通知するものとする。
- 5 契約担当者は、落札者の決定について前項の通知があったときは、速やかに落札者を決定するものとする。

（価格以外の評価点の審査及び決定）

第8条 価格以外の評価点の審査及び決定は、次の各号の規定による。

- (1) 価格以外の評価点の具体的な内容については、部長が設けた「入札参加資格審査委員会」において審査し、ヒアリングを経て契約担当者が決定するものとする。なお、審査等の結果、価格以外の評価が「失格」となった者の入札書は「無効」とする。
- (2) 価格以外の評価点は、入札者から提出される価格以外の評価点を証する諸書類に基づき契約担当者がヒアリングにより採点し、その結果を部長に報告する。部長は当該結果について、必要に応じて「入札参加資格審査委員会」において審議するものとする。

（落札決定方法及び落札候補者）

第9条 総合評価落札方式で定める落札決定の方法は次の各号の規定による。

- (1) 入札者のうち、次のいずれの要件も満たす者を価格以外の評価対象とする。
 - ア 価格以外の評価を行うため、入札公告で定めた技術者実績等及び技術提案等の資料を提出した者
 - イ 入札書が公告に定めた必要な要件を満たし、無効でない者

ウ 「群馬県低入札価格調査制度実施要領(建設工事関連業務)」第9条第3項に該当しない者

- 2 契約担当者は、予定価格の制限の範囲内で総合評価点の最も高い者を入札資格審査委員会の審査の上で、原則、落札候補者とする。
- 3 契約担当者は、前項の落札候補者に該当する者が二者以上あるときは、価格以外の評価点が高い者を落札候補者とし、各評価点と同値（価格については同額の場合に限る。）の場合にはくじ引きにより落札候補者の順位を決定する。
- 4 落札候補者を決定するにあたって、適用するダンピング対策は低入札調査基準価格制度とする。

(入札参加者への周知)

第10条 契約担当者は、入札参加希望者に対し、本要領等を群馬県ホームページに掲載すると共に、入札公告により次の事項を周知する。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 総合評価の落札者決定基準（評価項目及び配点）に関すること。
- (3) 入札時に提出が必要な技術提案等の資料に関すること。
- (4) 落札者決定方法に関すること。
- (5) 価格以外の評価結果の公表及び評価結果に対する疑義照会に関すること。
- (6) 価格以外の評価内容の確保等に関すること。

- 2 前項の入札公告について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続を定める政令の規定が適用される対象業務（以下「特定政令対象業務」という。）にあっては県報に登載しなければならない。

(価格以外の項目を評価する際に必要な資料)

第11条 入札者は価格以外の評価を行うに必要な技術者実績等及び技術提案等の資料（以下「価格以外評価項目資料」という。）を入札参加資格通知書で契約担当者が指示した期日までに提出するものとする。なお、特定政令対象業務に該当する業務の場合には、期日を指定する場合において入札公告日より40日以上の間をおこななければならない。

(価格以外の評価結果の公表と評価結果に対する疑義照会)

第12条 契約担当者は、価格以外の評価点を契約後公表するものとする。ただし、低入札価格調査制度に該当し、調査を行った事案についてはその結果を公表しない。

- 2 入札者は、前項により公表された日の翌日から2日以内に、自らの評価点のうち価格以外の評価項目について疑義を照会できるものとする。

(価格以外の評価内容の確保等)

第13条 発注機関の長は、第9条による落札候補者との契約前に技術提案等あるいは価格以外の評価内容を充足しない事実が確認された場合は当該落札候補者とは契約しないものとする。また、疾病、事故及び予定外の退職等により配置予定技術者等が本業務に従事できず、同等以上の代替技術者を確保不能な場合についても同様とする。

- 2 発注機関の長は、契約後に契約者が技術提案等あるいは価格以外の評価内容を充足できなかった場合であって、成果品が所定の水準に達し、所定の要件を具備していると判断できる場合にはその引渡を受けることができる。

3 自然災害等の不可抗力の場合を除き、技術提案等の内容によることが困難な場合であっても、受注者の申出に基づく設計変更等は原則行わないものとする。

(価格以外の評価点に係る秘密その他)

第 14 条 契約担当者は、本要領に基づき各入札者より提出された価格以外評価資料等については、当該入札及び契約締結に要する資料としてのみ用い、他用しない。

2 前項の資料等は、入札者の求めがあっても返還しない。

(その他)

第 15 条 契約担当者は、本要領に関して疑義が生じた場合は、部長に協議し対応する。

2 本要領に基づく様式及び手続は別添 2 に示す。

3 本要領で定める規定の一部については、地方自治法施行令第 167 条の 12 第 4 項及び同法 167 条の 13 により実施する場合に準用することができるものとする。

附則

(施行期日)

本要領は、平成 29 年 7 月 1 日から群馬県県土整備部において施行する。

附則

(施行期日)

本要領は、平成 31 年 1 月 1 日から群馬県県土整備部において施行する。

附則

(施行期日)

本要領は、平成 31 年 4 月 1 日から群馬県県土整備部において施行する。

別添1 総合評価点算定基準

1 総合評価点算定基準の配点について

① 標準型

- ・ 価格評価点 50点
- ・ 価格以外の評価点 50点
- ・ 総合評価点 100点

② 技術力重視型

- ・ 価格評価点 30点
- ・ 価格以外の評価点 70点
- ・ 総合評価点 100点

③ 価格重視型

- ・ 価格評価点 70点
- ・ 価格以外の評価点 30点
- ・ 総合評価点 100点

2 総合評価点の算定方法

- ・ 価格点（以下の価格は、いずれも消費税を含まないもので計算する。）

価格点＝標準型50（技術力重視型30・価格重視型70）

×（1－入札価格／予定価格）

＊「入札価格」は各入札者の入札金額とする。

＊算出点は小数点第4位を四捨五入し、小数点第3位まで算出すること。

＊入札価格が低入札価格調査制度実施要領に定める低入札調査基準価格を下回った場合、価格点は以下の算式により算出することとする。

価格点＝標準型50（技術力重視型30・価格重視型70）

×（1－低入札調査基準価格／予定価格）

- ・ 価格以外の評価点

価格以外の評価点＝標準型50（技術力重視型70・価格重視型30）×

（評価項目算定資料の得点／価格以外の評価の満点）

＊「評価項目算定資料の得点」は各入札者の提出した資料等に係る得点とヒアリングによる評価得点数の和とする。

＊「評価項目算定資料の満点」は評価項目資料で設定される得点の満点数とする。

＊算出点は小数点第4位を四捨五入し、小数点第3位まで算出すること。

- ・ 総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

別添 2

様式第1号（第5条第1項関係）

第 号
年 月 日

群馬県公共工事総合評価落札方式審査委員会委員長 様

群馬県知事 ○ ○ ○ ○

建設工事に係る業務委託における総合評価落札方式実施要領（試行）の
落札者決定基準について

建設工事に係る業務委託における総合評価落札方式実施要領（試行）第5条第1項によ
り、総合評価落札方式の落札者決定基準について付議しますので、ご審議をお願いします。

記

- | | | |
|---|----------------------|---------|
| 1 | 総合評価落札方式の落札者決定基準について | 別紙1のとおり |
| 2 | 落札者決定における意見聴取について | 別紙2のとおり |

第 号
年 月 日

〇〇部長 〇〇〇〇 様
（〇〇〇〇課）

県土整備部長 〇〇〇〇
（契約検査課）

総合評価落札方式の落札者決定について

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇〇〇〇号で依頼のあった、「〇〇〇〇事業 〇〇〇〇業務」の落札者の決定に係る学識経験者からの意見聴取について、建設工事に係る業務委託における総合評価落札方式実施要領（試行）第5条第5項により通知します。

記

- 1 意見聴取日時 〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 落札者決定に係る意見（群馬県公共工事総合評価落札方式審査委員会の審議結果）

様式第3号（第10条第1項関係）

入札公告例（建設工事関連業務委託総合評価落札方式）

〇〇業務の委託について、一般競争入札を総合評価落札方式により行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

本件は、自治令第167条の5の2第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定めるとともに、入札参加資格の審査を入札前に行うものです。

平成〇年〇月〇日

群馬県

契約担当者 〇〇〇〇

記

1 業務概要

(1) 業務名 〇〇〇〇基本設計 業務

(2) 業務内容 〇〇〇

(3) 履行期限 平成〇〇年〇月〇日

2 参加資格

入札参加希望者は、次に掲げる条件を満たしていること。証明を要する資料については「入札参加資格確認申請書」とともに提出すること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則第170条第2項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。

(3) 群馬県の建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格者名簿に登載されていること。

なお、(2)及び(3)において営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けているときは、それらの措置を引き継ぐ。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てを行っている者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。

(5) この入札に参加する者が次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。なお、辞退者を決めるために当事者間で連絡を取ること、群馬県競争入札心得第7条第1項に抵触しない。

ア 資本関係

ア) 親会社（会社法施行規則第3条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法施行規則第3条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にあること。（子会社又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定す

る更正会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が継続中である会社を除く。以下同じ。)

イ)親会社が同じであり、双方が子会社の関係にあること。

イ 人的関係

ア)一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねていること。

イ)一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により専任された管財人を現に兼ねていること。

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。

ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められるとき。

(6) 【発注者が必要と認めた条件を記載すること。cf. 「群馬県内に本支店が所在していること」 特にない場合には(6)は記載不要。】

3 手続等

(1) 担当部局

ア 入札の執行に関すること

〒〇〇〇-〇〇〇〇 群馬県〇〇市〇〇町〇〇-〇

群馬県〇〇土木事務所 総務係 電話：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

イ 事務的事項及び技術的事項に関すること

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県県土整備部〇〇〇課〇〇〇係(事務的事項) 電話027- -
〇〇〇係(技術的事項) 電話027- -

(2) 説明書の交付期間、場所、方法

交付期間：平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日まで

交付場所：(1)に同じ

交付方法：説明書は、無料配布とする

(3) 入札参加表明の意思表示

表示方法：【別記様式5】に規定される「入札参加資格確認申請書」1部及び所定の添付書類を提出すること。

提出期限：平成〇〇年〇月〇日午後4時

提出場所：(1)に同じ。

提出方法：持参すること。

(4) 価格以外項目評価資料の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：「入札参加資格確認通知書」に指定される期限

提出場所：(1)に同じ。

提出方法：持参すること。

(5) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有(〇〇実施設計業務)

(6) 詳細は【別記様式第4号】入札説明書による。

【 】を付した部分は、作成上の留意事項等を示した注釈である。必要に応じ追加の条件項目を契約担当者が付しても差し支えない。

別記様式第 4 号 (第 10 条第 1 項関係)

入札説明書例(建設工事関連業務委託総合評価落札方式)

〇〇業務委託の一般競争入札の実施にあたっては、関係法令の定めによるほか、この入札説明書による。

1 業務の概要

1) 業務の目的

本業務は、

2) 業務内容

【検討項目ごとに、内容、ケース数及び条件等を記載する。】

3) 履行期限

履行期限は、以下のとおり予定している。

平成〇年〇月〇旬～平成〇年〇月〇旬

4) 業務実施上の条件

① 価格以外の項目の評価に対する要件は、以下のとおりとする。

・ 入札者における同種又は類似業務の実績

下記に示される「同種又は類似業務」について、平成〇年度以降に完了した業務において、〇件以上の実績を有した場合加点する。

同種業務：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務

類似業務：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務

【注：同種又は類似業務の認定範囲は、業務実施において最低限必要と考えられる範囲とし、提出者が明確に判断できるように記述すること。】

② 配置予定技術者に対する加点の要件は、以下のとおりとする。

・ 配置予定技術者の資格

管理技術者：技術士（〇〇部門に限る。）又は R C C M

照査技術者：技術士（〇〇部門に限る。）又は R C C M

【注：照査技術者については、設計図書で指定する場合にのみ記述する。】

・ 配置予定技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

管理技術者は、①参加表明書の提出者に対する要件に示される「同種又は類似業務」について、平成〇年度以降に完了した業務において〇件以上の実績を有した場合に加点する。

【注：担当技術者の提示を求める場合には、当該技術者に関する同種又は類似業務の認定範囲を記述すること。】

・ 手持ち業務量

平成〇年〇月〇日現在の手持ち業務量（他の契約により技術者として就任後未契約のものを含む）が以下の場合に加点する。

管理技術者：全ての手持ち業務の契約金額が〇円未満かつ手持ち業務の件数が〇件未満である者

担当技術者：全ての手持ち業務の契約金額が〇円未満かつ手持ち業務の件数が〇件未満である者

【*注：以下同様に必要な条件について列記すること。】

- ③ 現地調査は、業務の初期段階及び〇〇段階で実施するものとする。
- ④ 業務の打合せの回数は〇回とし、第1回及び成果品納入時の打合せには管理技術者が出席するものとする。
- ⑤ 照査は、〇〇構造令、〇〇〇技術基準（案）並びに詳細設計照査要領（案）等に基づき実施するものとする。
- ⑥ 検討に必要な〇〇資料は貸与する。

5) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ・ 報告書（A4判） 〇部
- ・ イメージパース 〇枚
- ・ 添付書類 〇〇枚×〇部

添付書類の内訳：平面図 〇枚、横断図 〇枚、標準断面図 〇枚
 詳細設計図 〇枚

- ・ 原図 1枚

6) その他

本業務の契約書（案）及び特記仕様書（案）は別添〇-〇のとおりである。

2 担当部局

〒〇〇〇-〇〇〇〇 群馬県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

群馬県〇〇部〇〇課〇〇係

電話：027-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX：027-〇〇〇-〇〇〇〇

電子メール：〇〇〇〇@pref.gunma.jp

3 価格以外項目評価資料の作成及び記載上の留意事項

1) 価格以外項目評価資料の作成方法

価格以外項目評価資料の様式は、別添の様式1～〇（A4判）に示されるとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

【注：別記様式第9号～第10号を参考にして、必要な様式を作成すること。】

2) 価格以外評価項目資料内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
予定管理技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の管理技術者について、経歴等を記載する。 ・ 同種又は類似業務の実績は平成〇年以降に完了した業務を対象とし、記載する件数は最大〇件とする。 ・ 手持ち業務は平成〇年〇月〇日現在、群馬県以外の発注者（国内外を問わず）のものも含むすべて記載する。 手持ち業務とは以下のものを指す。 管理技術者：管理技術者となっている500万円以上の他の業務 ・ 総合評価落札方式による本業務以外の業務で既に配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に群馬県内において受注した委託業務に係る成績評定点及び表彰経歴等がある場合には記載する。（別企業所属時等による場合も含む。） ・記載様式は【第9号】とする。
<p>予定管理技術者の過去○年間の同種又は類似業務実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・記載する業務は平成○年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務数は、1件とする。 ・記載様式は【第9号】とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記載する。
<p>業務実施体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の分担等について記載する。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。また、再委託先が県内企業の場合で評価対象とする場合には記載する。 ・記載様式は【第9-2号】及び【第9-3号】とする。
<p>企業の過去○年間の同種又は類似業務実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・価格外項目評価資料の提出者が過去に受託した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・記載する業務は平成○年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務数は、○件とする。 ・記載様式は【第9号】とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記載する。

【注：以上は例で必要評価項目を考慮して、適宜記載事項の追加・削除すること。】

3) 契約書の写し【注：契約書の写しの提出を求める場合のみに記載する】

同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。

4 価格以外項目評価資料内容の提出方法、提出先及び提出期限

1) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは電送又は電子メールによること。(電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。)なお、電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外での提出は無効とする。

使用可能なソフトは以下のとおりとする。【注：ファイル形式等を適宜設定すること。】

ファイル総数は1メガバイト以内とすること。

プリントアウト時に規程の枚数内となるように設定しておくこと。なお、送信された技術提案書のプリントアウトは白黒印刷で行う。

2) 提出先 : 2に同じ

3) 受領期限：平成〇年〇月〇日 (〇) 〇〇時まで

5 説明書の内容についての質問の受付及び回答

1) 質問は、文書（書式は自由、ただし規格はA4版）により行うものとし、持参、郵送、電送又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、指名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

① 質問の受付先：2に同じ

② 質問の受付期間：平成〇年〇月〇日 (〇) まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、〇時から〇時まで

2) 質問に関する回答は、質問を受理した日から7日間（休日を含まない。）以内に質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

① 閲覧場所：2に同じ

② 閲覧期間：回答の翌日から技術提案書の提出期間の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、〇時から〇時まで

6 入札参加者に要求される資格要件および価格外項目評価資料の評価基準

1) 入札参加者に要求される資格

① 入札公告2参加資格に規定される条件を全て満たし、【別記様式第7号】入札参加資格確認書（以下「確認書」という。）を期日までに提出した者であること。

② ①で提出した確認書に対し、契約担当者が当該参加希望者に対して【別記様式第8号】入札参加資格確認通知（以下「確認通知」という。）をしていること。

③ 【*注：以下同様に必要な条件について列記すること。】

2) 入札参加者を評価するための基準

評価項目			評価の着目点	評価のウェイト			
			判断基準	大	中	小	
参加企業の経歴	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録	下記の順位で評価する。 ①当該部門に関する部門の建設コンサルタント登録あり ②当該業務に関する部門の建設コンサルタント登録なし	○	—	—
			専成	過去〇年間の同種又は類似業務の実績の内容 【件数を評価する場合はその旨を記述する】	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 なお、業務実績が無い場合は加点しない。	○	○
	術	果の	県による優秀業務表彰等の有無	過去〇年間に県による優秀業務表彰等がある者を優位に評価する。	○	○	—

・ 能 力 及 び 実 施 体 制	力 実 性		該当しない場合は加点しない。			
		県による業務に係る成績評定点の平均値	過去○年間に於ける県による対象者の業務の成績評定点の平均値。 一定値未満・評価無しの場合には加点しない。	○	○	—
	そ の 他 の 事 項	業務実施体制の妥当性	下記各項目に該当する場合には評価する。 ・ 県内に常駐技術者がいる。 ・ 自己資本比率が高い。 ・ 賠償責任保険に加入し、信頼性がある。 ・ 業務の一部を再委託する。	(○)	(○)	(○)
		県内下請	再委託先が県内企業の場合、その割合【県内企業とは県内に本店のある企業】	下記項目に該当する場合には評価する ①当該再委託○○%以上 ②当該再委託○○%未満××%以上	—	(○)
技 術 者 評 価				管理 技術者	照査 技術者	担当 技術者
備 の 提 出 書 類	資 格 要 件 資 格	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①技術士資格（○○部門）を有する。 ②RCCMを有する。 なお、上記以外の場合は加点しない。	○	○	(○)
		過去○年間の同種又は類似業務の実績の内容【件数を評価する場合はその旨を記述する】	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 なお、業務実績が無い場合は加点しない。	○	○	(○)
	専 門 技 術 力	県による優秀技術者表彰等の有無	過去○年間に県による優秀技術者表彰等の経験がある者を優位に評価する。該当しない場合には加点しない。	○	○	○
		専 任 性	専 任 性	手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む）	全ての手持ち業務の契約金額が○円以上又は手持ち業務の件数が○件以上の場合は加点しない。	○

技術士資格を複数評価する例

※橋梁設計要領改定業務

技術士資格「鋼構造及びコンクリート」かつ「土質及び基礎」を有する	評価5
技術士資格「鋼構造及びコンクリート」を有する	評価3
技術士資格「土質及び基礎」を有する	評価1

※橋梁詳細設計

技術士資格「鋼構造及びコンクリート」かつ「土質及び基礎」を有する	評価5
技術士資格「鋼構造及びコンクリート」又は「土質及び基礎」を有する	評価3
RCCM「鋼構造及びコンクリート」又は「土質及び基礎」を有する	評価1

建設コンサルタント登録一覧

- 河川・砂防および海岸・海洋
- 港湾および空港
- 電力土木
- 道路
- 鉄道
- 上水道および工業用水道
- 下水道
- 農業土木
- 森林土木
- 水産土木
- 廃棄物
- 造園
- 都市計画および地方計画
- 地質
- 土質および基礎
- 鋼構造およびコンクリート
- トンネル
- 施工計画・施工設備および積算
- 建設環境
- 機械
- 電気電子

技術者資格一覧

技術士（建設部門）

- 土質及び基礎
- 鋼構造及びコンクリート
- 都市及び地方計画
- 河川、砂防及び海岸・海洋
- 港湾及び空港
- 電力土木
- 道路
- 鉄道
- トンネル
- 施工計画、施工設備及び積算
- 建設環境

技術士（上下水道部門）

- 上水道及び工業用水道
- 下水道
- 水道環境

RCCM

- 河川、砂防及び海岸・海洋
- 港湾及び空港
- 電力土木
- 道路
- 鉄道
- 上水道及び工業用水道
- 下水道
- 農業土木
- 森林土木
- 造園
- 都市計画及び地方計画
- 地質
- 土質及び基礎
- 鋼構造及びコンクリート
- トンネル
- 施工計画、施工設備及び積算
- 建設環境
- 機械
- 水産土木
- 電気電子
- 廃棄物
- 建設情報

同種または類似業務の考え方

参加表明者、管理技術者については同種又は類似の業務実績がない場合失格とする。

なお、管理技術者については照査技術者、担当技術者としての経験を可としてもよい。

また、技術者育成の観点から管理技術者については加点要件に留めてもよい。

同種：委託する内容と同一または近似な業務。

類似：委託する内容と同分野または類似分野の業務。設定にあたっては、県内コンサルタントが応募可能となるよう内容を検討すること。

【注：評価のウェートの欄の○には、具体的なウェートを記入する。】

【注：担当技術者、照査技術者に関しては、当該技術者の提示を求める場合に記入する。】

【注：評価のウェートの欄に（ ）が付いた項目は、追加評価項目である。業務内容に応じて適宜選択し追加する。】

3) 価格以外項目評価資料作成上の基本事項

価格以外項目評価資料は総合評価落札方式における、調査、検討、及び設計業務の具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本資料において記載された事項以外の内容を含む価格以外項目評価資料については、提案全体を無効とする場合があるので注意すること。

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> 入札公告日現在で入札参加業者が有しているコンサルタント業資格のうち、当該業務に関係するものを記載する。 <p>【注：無関係な全ての資格を記載する必要はない。】</p>
入札者の過去○年間の同種又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> 入札者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 記載する業務は、平成○年度以降に完了した業務とする。 記載する業務数は、平成○年度以降に完了した業務とする。 合併等で、入札者以外の名称で受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を併記する。 <p>【注：業務内容が不明な場合等、契約あるいは単抜設計書等の提出を求めることがある。】</p>
入札者の過去○年間の優良業務表彰等実績	<ul style="list-style-type: none"> 入札者が、原則群馬県で過去に優良業務表彰等がある場合、優位に評価する。 記載する表彰は、平成○年度以降とする。 記載する表彰数は、平成○年度以降とする。 合併等で、入札者以外の名称で受賞した実績を記載する場合は、当該表彰された企業名等を併記する。
入札者の過去○年間の業務に係る成績評定点の平均値	<ul style="list-style-type: none"> 入札者が群馬県内で過去に実施した業務の成績評定点の平均値により、優位に評価する。 対象となる業務は、平成○年度以降とする。 記載する評価数は、平成○年度以降とする。 合併等で、入札者以外の名称で表彰された実績を記載する場合は、当該企業名等を併記する。
入札者の業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 入札者における、組織等の状況を記載する。 県内に常駐技術者がいる。 自己資本比率が高い。 賠償責任保険への加入 業務の再委託の有無。ありの場合その内容。 <p>【注：評価が必要な対象のみ。】</p>
再委託（下請）先等が県内業者にてである	<ul style="list-style-type: none"> 再委託（下請）予定の業務のうち、県内業者に発注予定の業務について記載する。

場合	<p>【注：県内業者とは「県内に本店が所在している」業者を指す。入札者が県内業者に該当の場合には記載は求めないで100%扱いで加点する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業名等記載内容は主たるもので、%は整数値で記載する。
予定技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者及び照査技術者あるいは担当技術者について、経歴等を記載する。 <p>【注：設計図書に照査技術者を定めない場合は、照査技術者に係る記載は求めない。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手持ち業務は平成〇年〇月〇日現在、県以外の発注者（国内外を問わず）のものも含めすべて記載する。 手持ち業務とは以下のものを指す。 配置技術者：管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務 ・本業務以外の業務で既に配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記する。 ・配置技術者1名につきA4判1枚に記載する。
予定技術者の過去〇年間の同種又は類似業務の実績【注：担当技術者について提示を求める場合にのみ記述する。】	<ul style="list-style-type: none"> ・配置技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・記載する業務は、平成〇年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務数は、平成〇年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務数は、技術者1名につき1件とする。 ・入札者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載する。 ・図面、写真等を引用する場合も含め、配置予定技術者1名につきA4判1枚に記載する。
予定技術者の過去〇年間の優秀技術者表彰等実績	<ul style="list-style-type: none"> ・配置技術者が、原則群馬県で過去に優秀技術者表彰等の経験がある場合、優位に評価する。 ・記載する表彰は、平成〇年度以降とする。 ・記載する表彰数は、平成〇年度以降とする。 ・転職・合併等で、入札者以外の名称で受賞した実績を記載する場合は、当該表彰された企業名等を併記する。
予定技術者の過去〇年間の業務に係る成績評定点の平均値	<ul style="list-style-type: none"> ・予定技術者が群馬県で過去に実施した業務の成績評定点の平均値により、優位に評価する。 ・対象となる業務は、平成〇年度以降とする。 ・記載する評価数は、平成〇年度以降とする。 ・転職・合併等で、入札者以外の名称でされた実績を記載する場合は、当該企業名等を併記する。
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者、照査技術者及び担当技術者を記載す

	<p>る。</p> <p>【注：設計図書に照査技術者を定めない場合は、照査技術者に係る記載は求めない。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当技術者は、実施する各分担業務ごとに代表技術者を1名ずつ最大○名までに記載する。 ・入札者以外の企業に属する者を担当技術者とする場合には、企業名等も記載する。
業務への提案内容及びその取り組み姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案並びに業務提案内容の適否、取り組み姿勢を問うために、本業務の特徴等をふまえた業務実施の着眼点や実施方針を簡潔に記載する。 ・記載様式は【様式10】を用いてA4判1枚に記載する。 ・技術提案書の内容及び業務内容の確認及び取り組み姿勢に関しては、ヒアリングを実施して評価する。

4) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

5) 価格以外評価項目資料の無効

提出書類については、この書面、確認通知及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

6) 既存資料の閲覧【注：既存資料の閲覧を認める場合のみに記述する。】

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- ① 資料名 : ○○業務報告書
- ② 閲覧場所 : 2に同じ
- ③ 閲覧期間 : 技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、○時から○日まで

7 ヒアリング

1) 以下のとおりヒアリングを行う。

- ①実施場所 : 県庁 ○○階 ○○○会議室
- ②実施期間 : 平成○年○月○日 (○) ~平成○年○月○日 (○)
- ③ヒアリングの時間は協議の上、決定する。
- ④出席者 : 予定管理技術者【並びに担当技術者】

2) ヒアリングでは技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

- ①技術提案書の内容について
- ②技術管理者の経歴について
- ③技術管理者の業務実績について
- ④取り組み姿勢（業務の着眼点、実施方針）について

3) ヒアリング時に追加資料は受理しない。

8 支払条件

【注：前払金の比率等必要事項を記載すること】

9 苦情申し立てに関する事項

本手続に関し、入札結果（価格に関する評価点を除く）及び説明に対して不服がある者は、群馬県建設工事の入札・契約及び指名停止措置に係る苦情処理要領の定めるところにより、群馬県知事に対して苦情申立てを行うことができる。

群馬県〇〇部〇〇課 〇〇係

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 内線 〇〇〇〇

10 関連情報を入手するための照会窓口

2に同じ

11 その他の留意事項

- 1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨に限る。
- 2) 本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
- 3) 提出期限までに入札書を提出しない者は、価格以外項目評価資料を提出できないものとし、無効な入札とする。
- 4) 入札及び価格以外項目評価資料の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、入札者の負担とする。
- 5) 入札書に虚偽の記載をした場合には、価格以外項目評価資料を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- 6) 提出された価格以外項目評価資料等は返却しない。なお、提出された価格以外項目評価資料等は、契約者の選定以外に入札者に無断で使用しない。
- 8) 入札書及び価格以外項目評価資料の提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。また、価格以外項目評価資料に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、予定外の退職等のやむをえない理由等により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの契約担当者の了解を得た者が就任させなければならない。
- 9) 価格以外項目評価資料の提出後、業務の具体的な実施方針について再度提案を求められることがある。

(注) 【 】を付した部分は説明書作成上の留意事項を示した注釈である

一次審査参考評価例

評価項目		評価の着眼点		配点例
		判断基準		
参加表明	資格要件	技術部門登録	建設コンサルタント登録 必要なコンサルタント登録がない場合は選定しない。	—
	成果	平成〇〇年度以降の同種又は類	下記の基準で評価する。 ①同種業務の実績がある。1業務につき評価5	

者 の 企 業 の 経 験 及 び 能 力	専 門 技 術 力	の 確 実 性	似業務の実績の内容 ②類似業務の実績がある。1業務につき評価3 ①②業務あわせて3件まで記載可能。 業務実績がない場合は選定しない。	1 5
		群馬県における業務表彰経験の有無	群馬県における建設工事に係る業務委託の業務表彰の経験がある者を下記の基準で評価する。 ①知事表彰 同一分野の業務 評価5 上記以外の業務 評価2 ②部長表彰 同一分野の業務 評価3 上記以外の業務 評価1 分野は「道路・街路」「橋梁」「河川」「砂防」「都市・交通計画」「下水」とし、適宜設定する。 業務実績がない場合は選定しない。	5
		過去○年間の群馬県における業務に係る成績評定点の平均値	過去3年間の群馬県における建設工事に係る業務委託の成績評定点の平均値。一定値未満・評定無しの場合には加点しない。 85点以上 評価5 80点以上85点未満 評価4 75点以上80点未満 評価3 70点以上75点未満 評価2 70点未満・評定無し 加点なし	5
予 定 管	資 格 要 件	技 術 者 資 格	技術者資格、その専門分野の内容 下記の基準で評価する。 ①業務に必要な技術者資格を有する 評価5 ②業務に必要なRCCMを有する 評価3 上記の資格がない場合は選定しない。	5
理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	専 門 技 術 力	業 務 内 容	平成○○年度以降の同種又は類似業務の実績の内容 下記の基準で評価する。 管理技術者として ①同種業務の実績がある。1業務につき評価5 ②類似業務の実績がある。1業務につき評価3 ①②業務あわせて3件まで記載可能。 業務実績がない場合は選定しない。 照査技術者、担当技術者としての実績を評価してもよい。この場合評価に差をつけることも可能。	1 5
		群馬県における業務表彰経験の有無	群馬県における建設工事に係る業務委託の業務表彰の経験がある者を下記の基準で評価する。 ①知事表彰 同一分野の業務 評価5 上記以外の業務 評価2 ②部長表彰 同一分野の業務 評価3 上記以外の業務 評価1 分野は「道路・街路」「橋梁」「河川」「砂防」「都市・交通計画」「下水」とし、適宜設定する。	5
	専 門 技 術 力	専 門 技 術 力	手持ち業務金額及び件数 全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満の者である	

任 性	任 性		<p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手持ち業務とは管理技術者及び担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。 ・ 特定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。 	—
--------	--------	--	--	---

別記様式第 5 号

入札参加資格確認書

業務の名称

履行期限

標記業務の入札参加について希望がありますので、関係資料を提出します。

平成 年 月 日

群馬県

契約担当者 ○○ ○○ あて

提出者) 住所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

作成者) 担当部署
氏 名
F A X
E-mail

注) 入札参加資格確認書添付書類として【入札公告 2 参加資格を証する書類等】を提出してください。

[【 】は、必要な書類あるいは書式名を記載する。]

【なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手をはった長 3 号封筒を参加表明書と併せて提出してください。】

[【 】は、参加表明書の提出方法を持参又は郵送に限る場合に記載する。]

様

群馬県
契約担当者 ○〇〇〇

入札参加資格確認選定通知書

平成〇年〇月〇日付けで貴社から入札参加資格確認申請書が提出されました次の業務について、価格以外評価項目資料の提出者として選定しましたので、価格以外評価項目資料の提出を下記のとおり要請します。

記

業務名： _____

提出期限： 平成〇〇年〇〇月〇〇日（必着） _____

- 1 価格以外評価項目資料は、手続開始時に交付した説明書により作成提出してください。
- 2 入札日に入札が実施されるまでは、いつでも参加を辞退することができます。
- 3 参加を辞退した者は、これを理由として以後の選定等については不利益な取扱いを受けないものではありません。

様

群馬県
契約担当者 〇〇〇〇

非選定通知書

平成〇年〇月〇日付けで貴社から提出のあった次の業務の入札参加資格確認申請書については、下記の理由により価格以外評価項目資料の提出者として選定しなかったので通知します。

なお、この通知の日の翌日から起算して〇日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により、非選定理由についての説明を求めることができます。

業務名： _____

記

貴社については、参加資格のうち、〇〇及び〇〇においてその資格を有していないと認められるため、非選定としたものです。

【注：〇〇には、例えば「予定管理技術者の技術者資格」、「同種及び類似業務の実績の内容」等を具体的に記述すること。】

契約担当者 あて

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

業務委託における総合評価落札方式実施要領（試行）における
評価項目算定資料の提出について

下記の業務について、次のとおり評価項目算定資料を提出します。

記

1 業務名

2 業務内容

3 評価項目算定資料

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

【連絡先】 担当者 所属

氏名

電話番号

F A X

E-mail

別記様式第9号【以下、参加資格審査で提出済の資料は作成・提出不要】

・業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
照査技術者			
担当技術者	1) 2) 3)		

注1：氏名にはふりがなをふること。

注2：所属・役職については、入札者以外の企業等に属する場合は、当該企業名等も記載すること。

・予定技術者の経歴

管理技術者の略歴【管理技術者を評価対象とする場合に記載】

①氏名 <small>ふりがな</small>	②生年月日		
③所属・役職			
④保有資格			
技術士（部門： 分野： ）	・登録番号：	・取得年月日：	
RCCM（部門： ）	・登録番号：	・取得年月日：	
その他（部門： ）	・登録番号：	・取得年月日：	
⑤同種又は類似業務経歴（○件まで）			
業務名	業務概要	発注機関	履行期間
TECRIS 登録番号 ()	(技術者として従事)		
TECRIS 登録番号 ()	(技術者として従事)		
TECRIS 登録番号 ()	(技術者として従事)		
⑥手持業務の状況（平成 年 月 日現在）、契約金額300万円以上			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
			(契約金額合計 万円)
⑦その他の経歴（優秀技術者表彰等）			
⑧群馬県における業務に係る成績評定点の平均（過去○年間）			
点（小数点第4位を四捨五入し第3位まで算出）			

【⑦～⑧欄は追加評価項目として用いる場合に、記載を求める】

予定管理技術者の過去○年間の同種又は類似業務実績

業務分類	同種（あるいは類似）業務（○○○○○○○○○○業務）
業務名	

TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務 担当の内容	

注1：業務分類には、1～4)①において定義した同種又は類似業務を示しておく。

注2：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

・ 予定技術者の経歴

照査技術者の略歴【照査技術者を評価対象とする場合に記載】

①氏名 <small>ふりがな</small>	②生年月日		
③所属・役職			
④保有資格			
技術士（部門： 分野： ） ・ 登録番号： ・ 取得年月日：			
RCCM（部門： ） ・ 登録番号： ・ 取得年月日：			
その他（部門： ） ・ 登録番号： ・ 取得年月日：			
⑤同種又は類似業務経歴（3件まで）			
業務名	業務概要	発注機関	履行期間
TECRIS 登録番号 ()	(技術者として従事)		
TECRIS 登録番号 ()	(技術者として従事)		
TECRIS 登録番号 ()	(技術者として従事)		
⑥その他の経歴（優秀技術者表彰等）			
⑦群馬県における業務に係る成績評定点の平均（過去○年間）			
点（小数点第4位を四捨五入し第3位まで算出）			

【⑥～⑦欄は追加評価項目として用いる場合に、記載を求める】

予定照査技術者の過去○年間の同種又は類似業務実績

業務分類	同種（あるいは類似）業務（○○○○○○○○○○業務）
業務名	
TECRIS 登録番号	

契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務 担当の内容	

注1：業務分類には、1～4) ①において定義した同種又は類似業務を示しておく。

注2：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

・ 予定技術者の経歴

担当技術者の略歴【担当技術者を評価対象とする場合に記載】

①氏名 <small>ふりがな</small>	②生年月日		
③所属・役職			
④保有資格			
技術士（部門： 分野： ）		・登録番号：	・取得年月日：
RCCM（部門： ）		・登録番号：	・取得年月日：
その他（部門： ）		・登録番号：	・取得年月日：
⑤同種又は類似業務経歴（○件まで）			
業務名	業務概要	発注機関	履行期間
TECRIS 登録番号 ()	(技術者として従事)		
TECRIS 登録番号 ()	(技術者として従事)		
TECRIS 登録番号 ()	(技術者として従事)		
⑥手持業務の状況（平成 年 月 日現在）、契約金額300万円以上			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
			(契約金額合計 万円)
⑦その他の経歴（優秀技術者表彰等）			
⑧群馬県における業務に係る成績評定点の平均（過去○年間）			
点（小数点第4位を四捨五入し第3位まで算出）			

【⑦～⑧欄は追加評価項目として用いる場合に、記載を求める】

予定担当技術者の過去○年間の同種又は類似業務実績

--	--

業務分類	同種（あるいは類似）業務（○○○○○○○○○○業務）
業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 T E L	
業務の概要	
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務 担当の内容	

注 1：業務分類には、1 4) ①において定義した同種又は類似業務を示しておく。

注 2：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

別記様式第9－2号

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注1：業務の分担を行う場合に記載するものとし、分担しない場合は記載しない。

注2：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

別記様式第9－3号

・業務実施体制（県内業者下請）

分担業務の内容	備 考
	約〇〇%

注1：様式第9－2号で業務の分担を行う場合で、県内業者が下請の場合に記載する。

注2：注1における県内業者とは「群馬県内に本店を有する」者を指す。また、分担割合（県内業者発注見込額／全体分担発注見込額）の割合を最下段の欄に記載すること。

別記様式第9－4号

・入札者の過去〇年間の同種又は類似業務実績（会社名）

業務分類				
業務名				
TECRIS 登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名				
住所				
TEL				
業務の概要				
技術的特徴				

注：業務分類には、1 4) ①において定義した同種又は類似業務を示しておく。

別記様式第9－5号

- ・入札者の過去○年間に於ける群馬県に於ける業務の成績評定点及び表彰履歴

成績評定点平均値 (小数点第4位四捨五入)	点	成績評定対象件数	
受賞した業務の名称			

注：価格以外評価調書提出期限までに確定した内容に限る。

別記様式第9－6号

- ・群馬県内等に於ける常駐技術者数

【一定エリア内常駐技術者数を評価事項とする場合】

都道府県名	常駐技術者数
県	人
県	人
県	人

別記様式第9－7号

- ・自己資本比率（平成○年○月○日現在）

【自己資本比率を評価項目とする場合】

自己資本	百万円
総資本	百万円
自己資本比率	%

注：自己資本金額及び総資本金額は百万円単位で記載し、十万円単位は四捨五入する。

別記様式第9－8号

- ・企業の賠償責任保険加入の状況

【企業の賠償責任保険加入状況を評価項目とする場合】

賠償責任保険加入の状況	有り・無し
保険金額	百万円

別記様式第10号

- ・業務への技術提案、内容及び取り組み姿勢

【業務内容・求めるべき提案等に沿って策定すること。】

まとめ

以上の項目についての業務着眼点・実施方針など取り組み姿勢

ヒアリング実施要領（案）

- ・ヒアリング対象者は、予定管理技術者並びに担当技術者とする。
- ・ヒアリングは提出された技術提案書の内容を中心に行う。
- ・ヒアリングでは技術提案書に記載された、経歴、業務実績、特定テーマ毎に関する技術提案内容、あるいは取り組み姿勢（業務の着眼点や実施方針）に関する質疑応答を行う。
- ・ヒアリングでは、以下の点について評価を行う。
 - ①予定管理技術者の業務経歴及び業務実績に関する質疑応答を行い、書類審査による能力評価点の確認を行う。
 - ②取り組み姿勢（業務の着眼点や実施方針）に関する質疑応答を行い、業務への取り組み意欲を評価する。
 - ③技術提案を受け、その内容の確認及び実現性について評価する
 - ④質疑応答を通じて、打合せ協議等に必要なコミュニケーション能力を有しているか評価する。
 - ⑤業務に関する質問を受け付け、その内容から積極性を評価してもよい。

ヒアリング評価ポイントの例（☆：加点要素 ★：減点要素）

技術提案の評価（各テーマ毎）
☆ 提案実施に向けての方針が明確である。 ☆ 当該業務を実施する上で課題解決やコストカットの方式等を把握している。 ★ 当該業務における課題や問題点に関する認識が足りない。 ★ 実施方針が曖昧。
専門技術力の確認（経歴・実績・知識）
☆ 担当した業務（あるいは業務の一部）において採用した設計の方針や手法、問題点と解決策などがきちんと説明でき、中心的・主体的に業務に携わったことが伺える。 ☆ 関連する分野の業務経験や知識が豊富である。 ★ 担当した業務（あるいは業務の一部）について十分な回答ができず、中心的・主体的に携わっていない。
取り組み姿勢の評価
☆ 当該業務を実施する上での課題や問題点が把握されている。 ☆ 実施方針が明確である。 ☆ 疑問点について積極的な質問がある。 ★ 当該業務における課題や問題点に関する認識が足りない。 ★ 実施方針が曖昧。
コミュニケーション力の評価
☆ 質問に対する回答が的確で簡潔。 ☆ 発注者に対する質問が明快かつ当を得ている。

★ 質問に対する回答が的はずれで冗長。

技術者評価（案）

配置予定技術者の評価にあたっては表－1（1）を標準とし、業務内容に応じて適宜必要な評価事項を表－1（2）から追加するものとする。

なお、評価対象技術者は、管理技術者とすることを標準とし、業務内容に応じて担当技術者、照査技術者を評価対象に追加するものとする。

技術提案書及びヒアリングに係る評価（案）

技術提案書及びヒアリングの評価にあたっては表－1（3）を標準とする。

なお、ヒアリングの対象技術者は、予定管理技術者並びに担当技術者とする。

表－1（1）技術者評価基準（標準評価項目）

評価の着目点			評 価		
			A	B	C
管理要件 （管理技術 者）	技術者資格 注1)	技術者資 格、その専 門分野の内 容	技術士資格（○ 部門）を有す る。	RCCMを 有する	左に該当しな い
専門技術力 （管理技術 者）	業務執行技 術力	過去○年間注 2) の同種又 は類似業務 の実績の内 容注3)	同種業務の実績 がある。	類似業務の 実績があ る。	同種又は類似 業務の実績が ない
専任性 （管理技術 者）	専任性	手持ち業務 金額及び件 数	—	右に該当し ない	全ての手持ち 業務注4) の契 約金額合計が ○円注5) 以上 又は手持ち業 務の件数が○ 件注6) 以上

注1：業務の難易度、内容により評価する技術者資格のレベルは変更してよい。

注2：「過去○年間」は10年程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。

注3：「手持ち業務」は、契約金額が500万円以上の業務を対象とする。

注4：「○円」は1億円程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。

注5：「○件」は10件程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。

表－1（2）技術者評価基準（追加評価項目）

評価の着目点			評 価			追加条件
			A	B	C	
資格要件 （担当技 術者）	技 術 者 資 格 ^{注1)}	技術者資 格、その 専門分野 の内容	技術士資格 （〇〇部 門）を有す る。	R C C Mを 有する。	—	担当技術者、照 査技術者の能力 が業務成果の品 質に大きな影響 を及ぼす場合
資格要件 （照査技 術者）					左に該当しな い。	
専門技術 力 （担当技 術者、照 査技術 者）	業 務 執 行 技 術	過去〇年 間 ^{注2)} の同 種又は類 似業務の 内容)	同種業務の 実績があ る。	類似業務の 実績があ る。	同種又は類似 業務の実績が ない。	担当技術者、照 査技術者の経験 が業務成果の品 質に大きな影響 を及ぼす場合
専門技術 力（管理 技術者、 照射技術 者、担当 技術者）	業 務 執 行 技 術 力	過去〇年 間 ^{注3)} の 優秀技術 者表彰等 の経験の 有無	優秀技術者 表彰等の経 験がある。	優秀技術者 表彰等の経 験がない。	—	技術者に、特段 の業務執行技術 力が求められる 場合
		県におけ る業務の 成績評定 点の平均 点	〇〇点以上	〇〇点未満 ××点以上	××点未満あ るいは実績な し	技術者に、特段 の業務執行技術 力が求められる 場合
専任性 （担当技 術者）	専 任 性	手持ち業 務金額及 び件数	—	右に該当し ない。	全ての手持ち 業務 ^{注6)} の契約 金額の合計が 〇円 ^{注5)} 以上又 は手持ち業務 の件数が〇件 ^{注6)} 以上	担当技術者の専 任性が業務成果 の品質に大きな 影響を及ぼす場 合

注1：業務の難易度、内容により評価する技術者資格のレベルは変更してよい。

注2：「〇年」は10年程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。

注3：「過去〇年間」は5年程度を基本とする。

注4：「手持ち業務」は、契約金額が500万円以上の業務を対象とする。

注5：「〇円」は1億円程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。

注6：「〇件」は10件程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。

表-1 (3) 技術提案（ヒアリング）評価基準

各評価テーマの技術提案の評価にあたっては、以下「○」に示す各条件を踏まえていると判断されるものについて、優位な評価を実施する。

- 地形、環境、地域特性などの固有の条件との整合性が高い。
- 着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い。
- 事業の重要性を考慮した提案となっている。
- 事業の難易度に相応した提案となっている。
- 提案内容に説得力がある。
- 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている。
- 利用しようとする技術基準、資料が適切である。
- 工学的知見に基づく全く新しい提案がある。
- 周辺分野、異分野技術を採用した、高度の検討・解析手法の提案がある。
- 複数の既存技術を統合化する提案がある。
- 新工法採用の提案がある。

(注) 各業務の難易度・内容により以上の各項目は適時削除等可能とする。

	者	優秀技術者表彰等の有無	△							
		県に係る成績評定点の平均値	△							
		手持ち業務金額及び件数	△							
技術者評価 のヒ ア リ ン グ ウ	評価 テーマ に対する 技術 提案	テ ー マ ①	〇〇について	◎	5割 ~ 7割					
		テ ー マ ②	××について	◎						
		テ ー マ ③	△△について	◎						
合 計					10割					

◎：標準評価項目

○：追加評価項目

△：必要時評価項目

(注) 1 各評価項目についてA, B, Cの3段階評価を行うことを原則とするが、必要な場合には5段階程度の評価としてもよい。

(注) 2 評価は原則として5点満点とし、以下の5段階評価にそれぞれ配点する。
A=5点、A'=4点、B=3点、B'=2点、C=0点

(注) 3 評価の換算計算は、満点に対する評価の比率に配点を掛け合わせる方法とする。

例えば配点10の項目の場合には以下のようになる。

評価A であれば、 $10 \times 5 / 5 = 10$ 点

評価A' であれば、 $10 \times 4 / 5 = 8$ 点

評価B であれば、 $10 \times 3 / 5 = 6$ 点

評価B' であれば、 $10 \times 2 / 5 = 4$ 点

評価C であれば、 $10 \times 0 / 5 = 0$ 点

(注) 4 評価欄の「項目別」数値は配点率を示す。

参考

評価例

評価項目			評価の着眼点		配点 例
			判断基準		
参加 表明 者 の 企 業 の 経 験 及 び 能 力	資 格 要 件	技 術 部 門 登 録	建設コンサルタント登録	必要なコンサルタント登録がない場合は選定しない。	—
	専 門 技 術 力	成 果 の 確 実 性	平成〇〇年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	下記の基準で評価する。 ①同種業務の実績がある。1業務につき評価5 ②類似業務の実績がある。1業務につき評価3 ①②業務あわせて3件まで記載可能。 業務実績がない場合は選定しない。	15
			群馬県における業務表彰経験の有無	群馬県における建設工事に係る業務委託の業務表彰の経験がある者を下記の基準で評価する。 ①知事表彰 同一分野の業務 評価5 上記以外の業務 評価2 ②部長表彰 同一分野の業務 評価3 上記以外の業務 評価1 分野は「道路・街路」「橋梁」「河川」「砂防」「都市・交通計画」「下水」とし、適宜設定する。	5
			過去〇年間の群馬県における業務に係る成績評定点の平均値	過去3年間の群馬県における建設工事に係る業務委託の成績評定点の平均値。一定値未満・評定無しの場合には加点しない。 85点以上 評価5 80点以上85点未満 評価4 75点以上80点未満 評価3 70点以上75点未満 評価2 70点未満・評定無し 加点なし	5
予 定 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	資 格 要 件	技 術 者 資 格	技術者資格、その専門分野の内容	下記の基準で評価する。 ①業務に必要な技術者資格を有する 評価5 ②業務に必要なRCCMを有する 評価3 上記の資格がない場合は選定しない。	5
	専 門 技 術 力	業 務 執 行 技 術 力	平成〇〇年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	下記の基準で評価する。 管理技術者として ①同種業務の実績がある。1業務につき評価5 ②類似業務の実績がある。1業務につき評価3 ①②業務あわせて3件まで記載可能。 業務実績がない場合は選定しない。	15

力			照査技術者、担当技術者としての実績を評価してもよい。この場合評価に差をつけることも可能。	
		群馬県における業務表彰経験の有無	群馬県における建設工事に係る業務委託の業務表彰の経験がある者を下記の基準で評価する。 ①知事表彰 同一分野の業務 評価5 上記以外の業務 評価2 ②部長表彰 同一分野の業務 評価3 上記以外の業務 評価1 分野は「道路・街路」「橋梁」「河川」「砂防」「都市・交通計画」「下水」とし、適宜設定する。	5
専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満の者であること。 ・手持ち業務とは管理技術者及び担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう ・特定後未契約のものがある場合は、参考見積り金額を契約金額と想定するものとする。	—
書類審査計（一次審査と同じ）				50
技術者評価 の ヒアリング	評価テーマ ① に対する 技術提案 ③	テ	〇〇について	50
		テ	××について	40
		テ	△△について	30
ヒアリング審査計				120

(1) 各テーマの評価にあたっては、次の点を踏まえて評価すること。

- 地形、環境、地域特性などの固有の条件との整合性が高い。
- 着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い。
- 事業の重要性を考慮した提案となっている。
- 事業の難易度に相応した提案となっている。

- 提案内容に説得力がある。
 - 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている。
 - 利用しようとする技術基準、資料が適切である。
 - 工学的知見に基づく全く新しい提案がある。
 - 周辺分野、異分野技術を採用した、高度の検討・解析手法の提案がある。
 - 複数の既存技術を統合化する提案がある。
 - 新工法採用の提案がある。
- (2) 配点はテーマの重要度を比較して決定すること。

建設工事に係る業務委託における総合評価落札方式(試行)・条件付き一般競争入札実施フロー

